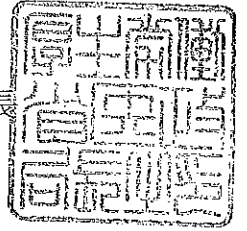


医政発0107第11号
平成22年1月7日

(社)日本医薬品卸業連合会会長
日本ジェネリック医薬品販社協会会長 } 殿

厚生労働省医政局長



医薬品・医療機器産業実態調査（医薬品卸売業）
（平成20年度決算分）の実施について

標記について、別添「医薬品・医療機器産業実態調査（医薬品卸売業）
要綱」に基づき別紙調査票を貴会企業会員あて送付したので、貴会におか
れても周知方協力をよろしくお願ひしたい。



医薬品産業実態調査要綱（医薬品卸売業）

（平成20年度分）

1. 調査の目的

本調査は、医薬品卸売一般販売業の経営実態を把握し、医薬品産業の健全な発展に必要な施策を講ずるための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象

本調査の対象は、平成21年3月31日現在において、（社）日本医薬品卸業連合会の会員及び日本ジェネリック医薬品販社協会の会員であり、かつ薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき医薬品の卸売一般販売業の許可を受けて医薬品を販売する者の本社（本店）とする。

3. 調査の時点

調査対象者の平成20年度分の決算実績（平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われた直近の決算）を調査する。

4. 調査方法

（社）日本医薬品卸業連合会及び日本ジェネリック医薬品販社協会の協力を得て、両団体に所属する調査対象者の名簿を作成し、当該名簿に登録された者に対し、それぞれ厚生労働省から直接調査票を送付し、回答を求める。

5. 調査票の提出期限

調査対象者は、作成した調査票1部を平成22年1月29日（金）までに同封の返信用封筒（切手不要）により厚生労働省医政局経済課企画情報係あて提出するものとする。

6. 調査結果の公表

この調査の集計結果は、集計後速やかに公表する。

ただし、個々の調査対象者にかかる内容については、秘密を厳守し、公表しない。

〔平成20年度分〕医薬品・医療機器産業実態調査 医薬品卸売業調査票

厚生労働省医政局

調査時点

貴社の平成20年度分の決算実績（平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われた直近の決算）を記入して下さい。

なお、直近の決算期末1年以内に合併等により、合併前の会社でそれぞれ決算を行っている場合は、調査票を請求されるか、又は適宜コピーして記入していただきますようお願いいたします。

調査票提出期限

作成した調査票（回答票のみ）1部を平成22年1月29日までに厚生労働省医政局経済課あてに提出して下さい。

記載上の注意事項

- (1) 調査票は、本社、本店等の管理者が作成して下さい。
- (2) 調査票は、質問票と回答票に分かれていますので、質問票の「問」をよく読んで回答票に「答」を記入して下さい。
- (3) 回答票は2枚複写となっておりますので、送付に当たっては「提出用」と記載されている用紙を送付して下さい。
複写の方は貴社の控えですので、提出後半年間は保存していただきますようお願いいたします。
- (4) 調査票に記入する数字は、すべて算用数字（例：1・2・3・・・）を使用し、単位未満は各質問の指示に従い、記入して下さい。
- (5) この調査票に関する問い合わせは、次のとおりです。

厚生労働省医政局経済課（電話 03-5253-1111 内線 4111）

※ お答えいただいた内容につきましては、かたく秘密を守り、統計の目的以外には使用いたしません。

〔平成20年度分〕医薬品・医療機器産業実態調査

医薬品卸売業調査票【質問票】

- 当該調査において「医薬品」とは、
- ・ 医療用医薬品…医家、調剤薬局向け医薬品
 - ・ 一般用医薬品…薬局・薬店向け医薬品（配置用医薬品を含む。）
 - ・ 体外診断薬…医家向け臨床検査用の試薬
 - ・ 原料その他…製造原料、小分け用製剤等
- をいう。
- 当該調査において「後発医薬品」とは、診療報酬における後発医薬品の使用環境整備の対象となる後発品に該当する医薬品をいう。

1. 会社の概要について

(1) 資本金（出資金）

平成20年度決算期末における払込み済みの資本金（出資金）を記入して下さい。（百万円未満四捨五入）

(2) 従業員の状況

平成20年度決算期末における貴社全体の従業員数及びその内訳として医薬品卸売販売事業従業員数を各部門別に、それぞれ記入して下さい。

従業員とは、平成20年度決算期末現在、貴社に所属して働いているすべての人をいいます。したがって、他の会社や下請先などの別経営の会社へ派遣している人も含まれます。また、貴社で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の会社から派遣されているなど、貴社から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業員に含めません。

注）兼務等により各部門別に把握することが困難な場合は、その従業員の主たる業務を考慮して、適宜記入して下さい。

2. 経営成績及び財政状態について

(1) 損益計算書項目及び貸借対照表項目

平成20年度決算における貴社の損益計算書及び貸借対照表の各項目を記入して下さい。

注1）上場企業（ジャスダック上場を含む。）については、決算短信をインターネットで公開している場合にはチェック欄の「有」にチェックするだけで記入の必要はありません。公開していない場合には、チェック欄の「無」にチェックのうえ、調査票に記入して下さい。

注2）連結財務諸表を作成している場合は、連結・単体ともに記入して下さい。連結財務諸表を作成していない場合は、単体の欄にのみ記入して下さい。

注3）貸借対照表項目については、資産合計と負債及び純資産合計が同数となるよう適宜、資産負債、純資産の各項目を切り上げ、切り捨ての上、記入して下さい。

(2) セグメント情報

連結財務諸表を作成している場合は、本項の各質問につき、連結・単体ともに記入して下さい。連結財務諸表を作成していない場合は、単体の欄にのみ記入して下さい。

a. 医薬品卸売販売事業の売上高及びその営業利益

平成20年度決算における貴社の売上高のうち、医薬品卸売販売事業の売上高及びその営業利益を記入して下さい。

b. 取扱品目別医薬品売上高

2. a で記入した医薬品卸売販売事業の売上高について、取扱品目別に各売上高を記入して下さい。その際に、合計は2. a の医薬品卸売販売事業の売上高と同数となるよう適宜各項目を切り上げ、切り捨ての上、記入して下さい。

c. 販売先別の医療用医薬品売上高

2. b で記入した取扱品目別医薬品売上高のうち医療用医薬品について、販売先の状況及び販売先別の売上高を記入して下さい。その際に、医療用医薬品及び後発医薬品の合計は2. b の医療用医薬品の連結、単体の各売上高と同数となるよう適宜各項目を切り上げ、切り捨ての上、記入して下さい。

d. 販売先別の医療用医薬品未妥結売上高

2. c で記入した販売先別の医療用医薬品売上高のうち、平成20年度決算期末において取引が未妥結の売上高等について、平成20年度決算の財務諸表に計上した金額を記入して下さい。なお、調査時点においてすでに妥結し、平成20年度決算における未妥結分の売上高が確定しているものは、妥結後の確定売上高を記載して下さい。

e. 医療用医薬品の仕入状況

平成20年度決算期末において、医薬品卸売販売事業のうち医療用医薬品の仕入状況について各項目に記入して下さい。

注) 当期商品純仕入高には、仕入戻、仕入値引を除いた額を記入して下さい。

3. 税制の適用を受ける設備投資額（単体のみ）

平成20年度決算における貴社の医薬品事業に係る設備投資のうち、「中小企業投資促進税制」及び「中小企業等基盤強化税制」の適用を受ける設備投資額について、取得分及びリース分それぞれについて記入して下さい。

※税制についての詳細は中小企業庁のホームページを参照して下さい。

- ・ 中小企業投資促進税制 (P138)
- ・ 中小企業基盤強化税制 (P144)

http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/download/20fy_guidbook.pdf

※税制の適用を受けていない事業所につきましては記入の必要はありません。

4. 事業継続計画（BCP）について

(1) 事業継続計画の策定

事業継続計画の策定について、策定している場合は1を、策定していない場合は2～4の

該当する番号を記入して下さい。

- 1 策定している 2 策定中である 3 策定予定である 4 策定予定はない

(2) 事業計画の内容

a. 事業計画を策定している場合、策定内容について該当する番号を記入して下さい（複数選択可）。

- 1 事業所の被害軽減対策（事業所の耐震化等） 2 調達先被災時の代替方法
3 人員の確保方法 4 緊急連絡体制の整備 5 目標復旧時間
6 情報システム停止時の対応策 7 物流ライン停止時の対応策 8 訓練の実施
9 その他

b. 災害等が発生した際に、流通体制を維持するために確保しておくべき物資等はどれくらいの期間分必要と考えていますか。

- 1 一週間分未満 2 一週間分以上二週間分未満 3 二週間分以上三週間分未満
4 三週間分以上一ヶ月分未満 5 一ヶ月分以上 6 確保する必要がない

c. 貴社において、災害発生の際に流通体制を維持するために、実際に確保してある物資等はどれくらいの期間分でしょうか。

- 1 一週間分未満 2 一週間分以上二週間分未満 3 二週間分以上三週間分未満
4 三週間分以上一ヶ月分未満 5 一ヶ月分以上 6 確保していない
7 分からない

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃、新型インフルエンザ発生などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資金の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておくこと。